

「平成 24 年度 二酸化炭素削減技術実証試験事業
(国庫債務負担行為に係るもの)」のうち、
「二次元弾性波探査ベースライン観測」

入 札 説 明 書

日 本 C C S 調 査 株 式 会 社
総 務 部

内 訳

入 札 説 明 書
入 札 書
委 任 状
業 務 仕 様 書
契 約 書 (案)
評 価 項 目 一 覧
提案書の様式及び作成記載例
評 価 手 順 書

入札説明書

日本 CCS 調査株式会社（以下「JCCS」という。）が、経済産業省からの委託事業「平成 24 年度 二酸化炭素削減技術実証試験事業（国庫債務負担行為に係るもの）」の一部として実施する、「二次元弾性波探査ベースライン観測」の請負業者選定に関し、平成 25 年 6 月 28 日付で当社ホームページに広告した入札について、本入札説明書の記載内容に従い入札書類（各種添付書類を含む。）の作成・提出を依頼する。

1. 競争入札に付する事項

①作業名称

「平成 24 年度 二酸化炭素削減技術実証試験事業（国庫債務負担行為に係るもの）」のうち、「二次元弾性波探査ベースライン観測」

②作業概要

業務仕様書（別添 3）による。

③作業期間

業務仕様書（別添 3）による。

④納入場所

業務仕様書（別添 3）による。

⑤入札方法

入札金額は、「平成 24 年度 二酸化炭素削減技術実証試験事業（国庫債務負担行為に係るもの）」のうち、「二次元弾性波探査ベースライン観測」に関する総価で行う。
なお、本件については入札の際に提案書を作成、提出し、技術審査を受けなければならない。

2. 競争参加資格

- ①現在、国又は政府関係機関等から補助金交付の停止又は契約に係る指名停止等の行政処分を受けている期間中でないこと。
- ②測量業者として現在有効な登録業者であること。
- ③暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げるものでないこと。
- ④入札説明書の交付を受けたものであること。

3. 入札説明書の構成

入札説明書は、次に定める書類にて構成される。

- (1) 入札説明書（本書）
- (2) 入札書（別添 1）
- (3) 委任状（別添 2）
- (4) 業務仕様書（別添 3）
- (5) 契約書(案)（別添 4）
- (6) 評価項目一覧（別添 5）
- (7) 提案書の様式及び作成記載例（別添 6）
- (8) 評価手順書（別添 7）

4. 入札者の義務

この一般競争に参加を希望する企業（以下「入札者」という。）は、JCCS の業務仕様書に基づいて提案書を作成し、これを入札説明書に従って入札書（別添 1）に添付して提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において JCCS より当該提案書に関して説明を求められた場合には、速やかにこれに応じなければならない。なお、入札者の作成した提案書は JCCS において審査するものとし、採用し得ると判断した提案書を添付した入札書のみを開札、落札決定の対象とする。

入札書・提案書の作成等、本入札への応募に要する経費等は入札者の負担とする。

また、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において速やかに書面をもって説明しなければならない。

5. 入札説明会の日時及び場所

平成 25 年 7 月 2 日(火) 13 時 30 分から

JCCS 本社 東京都千代田区丸の内 1-7-12 サピアタワー19F

- (1) 平成 25 年 7 月 1 日(月) 14 時までに、説明会への参加及び参加者氏名・所属部署名を連絡先宛に文書（メール、ファクスを含む）にて連絡すること。
- (2) 参加人数は各社 3 名を限度とする。

6. 入札書・提案書作成への照会

入札書・提案書の作成に関し、下記内容にて質問等文書による照会を受け付ける。

- (1) 照会期限 平成 25 年 7 月 5 日(木) 12 時 00 分まで受付
- (2) 照会宛先 連絡先(総務部 資材調達グループ)
- (3) その他 照会内容及びそれに対する当社の回答文書に関しては、内容により公開することもある。

7. 入札書・提案書の提出期限及び提出場所

平成 25 年 7 月 10 日(水) 13 時 30 分

JCCS 本社 総務部 東京都千代田区丸の内 1-7-12 サピアタワー19F

(1) 提出部数 3部(正1部、副2部)

入札書は別添1の書式に基づき作成すること。また入札書の正本には、印鑑証明書(原本、発行日から3か月以内のもの)を添付のこと。入札書の有効期限はその提出日より2ヵ月とし、入札書にその旨明記すること。

提案書は別添6の提案書の様式及び作成記載例に基づき作成し、評価する者が特段の専門的な知識を有しなくても評価項目(別添5)の評価が可能な提案書とすること。なお提案書に関しては、正本にPDFファイル形式にてCD-RもしくはUSBフラッシュメモリー1式を添付のこと。

なお提案書には、最近(3年分)の営業報告書、パンフレット等の会社概要説明資料を含むこと。

- (2) 入札者は、入札書・提案書を直接提出しなければならない。
- (3) 上記提出期限後並びに提出場所以外への提出は一切認めない。
- (4) 入札書と提案書は別封筒に入れ、封緘の上で入札者の氏名を表記すること。
- (5) 入札者は代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。
- (6) 入札に参加しないことを決定した場合には、その旨を直ちに連絡先まで書面にて連絡し、その連絡発送日より5暦日以内に、JCCSより受領した全ての書類を返却するものとする。

8. 開札の日時及び場所

平成25年7月12日(金) 13時30分

JCCS本社 東京都千代田区丸の内1-7-12 サピアタワー内(詳細は追って通知)

- (1) 開札には、入札者または代理人を立ち合わせて行う。

9. 競争参加者は提出した入札書の変更及び取り消しをすることができない。

10. 入札の無効

入札公告及び本説明書に記載の競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に反した入札は無効とする。

11. 落札者の決定方法：

JCCSが作成した予定価格の範囲内で、JCCSが入札説明書で指定する要求事項のうち、必須とした項目の最低限の要求を全て満たしている提案をした入札者の中から、JCCSが定める総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。但し、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められる時、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すことになる恐れがあつて著しく不相当であると認められる時は、予定価格の範囲内の価

格をもって入札した他の者のうち、評価の最も高い者を落札者とすることがある。

また、JCCS が上記の恐れを調査する場合、当該入札者は協力の義務を負う。

なお、審査結果に関する個別の問い合わせには応じない。

12. 入札保証金及び契約保証金：無し

13. 契約書の作成：要

14. 支払条件：別添契約書(案)による。

15. その他

①入札の取止め

入札者が連合し、又は不穏な行動をなす場合において、入札を公正に実施することができないと JCCS が判断した場合には、当該入札者を入札に参加させず、または入札の実施を延期し、もしくは取止めることができる。

②無効な入札

上記 10. 入札の無効に加え、下記に該当する入札は無効とする。

- (1) 委任状を持参しない代理人による入札
- (2) 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって帰代えることができる。）を欠く入札
- (3) 金額を訂正した入札
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (5) 明らかに連合によると認められる入札
- (6) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 者以上の代理をした者の入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札

③再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札が無いときは、直ちに再入札を行う。各入札者は再入札に備えて、入札書を複数枚（5枚程度）持参しておくこと。なおこの場合、入札書の封緘は不要とする。

なお開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

④同総合点評価の入札者が 2 者以上ある場合の落札者の決定

落札となるべき同総合評価点の入札をした者が 2 者以上あるときは、直ちに当該入

札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

但し、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって、入札事務に関係のない JCCS 従業員にくじを引かせるものとする。

⑤入札書等に使用する言語及び通貨

入札書及びそれに添付する仕様書等に使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

⑥契約書等の提出

落札者は、JCCS から交付された契約書の案に記名捺印し、JCCS の指定する日までに、JCCS に提出しなければならない。落札者が JCCS の指定する日までに契約書の案を提出しないときは、落札はその効力を失う。

⑦見積書の提出

落札決定後、落札者は JCCS の指定する日までに、入札価格の積算内訳を付した見積書を提出すること。

⑧落札決定の取り消し

落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことができるものとする。

⑨工事の取止め

本工事は経済産業省からの委託事業に基づいたものであり、入札期間中に何らかの事由により本業務が取止めになった場合、取止めの通知までに要した費用の請求については一切認めないものとする。

以 上